

改正後	現行
<p>第五 三 ユニツト型介護療養型医療施設設備の基準(基準省令第三十九条、第四十条及び第四十一条)</p> <p>(4) 病室の面積等</p> <p>⑤ ユニツト型指定介護療養型医療施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入院患者は長年使い慣れた算筒などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>イ ユニツト型個室</p> <p>一 一の病室の床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>(病室内に洗面設備が設けられているときは、その面積も含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とする</p> <p>二 二にも、身の回りの品を保管することができ、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>ロ ユニツト型個室</p> <p>一 一の病室の床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>(病室内に洗面設備が設けられているときは、その面積も含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とする</p> <p>二 二にも、身の回りの品を保管することができ、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>三 三、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>四 四、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>五 五、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>六 六、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>七 七、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>八 八、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>九 九、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十 十、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十一 十一、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十二 十二、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十三 十三、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十四 十四、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十五 十五、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十六 十六、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十七 十七、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十八 十八、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十九 十九、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>二十 二十、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>また、入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上とする。</p> <p>ロ ユニツト型個室</p> <p>一 一の病室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>(病室内に洗面設備が設けられているときはその面積を除く。)とする</p> <p>二 二にも、身の回りの品を保管することができ、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>三 三、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>四 四、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>五 五、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>六 六、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>七 七、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>八 八、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>九 九、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十 十、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十一 十一、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十二 十二、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十三 十三、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十四 十四、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十五 十五、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十六 十六、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十七 十七、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十八 十八、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十九 十九、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>二十 二十、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p>	<p>第五 三 ユニツト型指定介護療養型医療施設設備の基準(基準省令第三十九条、第四十条及び第四十一条)</p> <p>(4) 病室の面積等</p> <p>⑤ ユニツト型指定介護療養型医療施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入院患者は長年使い慣れた算筒などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>イ ユニツト型個室</p> <p>一 一の病室の床面積は、<u>一三・二平方メートル以上</u>(病室内に洗面設備が設けられているときはその面積も含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とする</p> <p>二 二にも、身の回りの品を保管することができ、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>三 三、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>四 四、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>五 五、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>六 六、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>七 七、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>八 八、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>九 九、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十 十、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十一 十一、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十二 十二、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十三 十三、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十四 十四、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十五 十五、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十六 十六、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十七 十七、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十八 十八、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十九 十九、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>二十 二十、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>また、入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・三平方メートル以上を標準としていることについても、前記と同様の趣旨である。</p> <p>ロ ユニツト型個室</p> <p>一 一の病室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、<u>一〇・六五平方メートル以上</u>(病室内に洗面設備が設けられているときはその面積を除く。)とする</p> <p>二 二にも、身の回りの品を保管することができ、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>三 三、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>四 四、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>五 五、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>六 六、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>七 七、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>八 八、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>九 九、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十 十、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十一 十一、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十二 十二、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十三 十三、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十四 十四、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十五 十五、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十六 十六、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十七 十七、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十八 十八、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>十九 十九、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p> <p>二十 二十、必要に応じて備えれば足りることをしている。</p>

この場合にあつては、入院患者同士の視線が遮断され、入院患者のプライバシーが十分に確保されていれれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

病室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であるところから、多床室を仕切つて窓のない病室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、病室への入り口が、複数の病室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室として認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上を標準（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは、二一・三平方メートル以上を標準）とするものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上を標準（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは、二一・三平方メートル以上を標準）とするものである。

（「指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成十七年厚生労働省令第三十九号）附則第七条）
ここで、「標準とする」とは、一〇・六五平方メートル以上（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上）とすること、が原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築又は改築されたものを除く。）にあつては、建築物の構造や敷地上の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときは、前記の趣旨を損なわない範囲で、一〇・六五平方メートル未満（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル未満）であつても差し支えないとする趣旨である。

この場合にあつては、入院患者同士の視線が遮断され、入院患者のプライバシーが十分に確保されていれれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

病室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であるところから、多床室を仕切つて窓のない病室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、病室への入り口が、複数の病室で共同であつたり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室として認められないものである。

なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上を標準とするものであれば足りるものとす。

入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としてい原原則であるが、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建築物の構造や敷地上の制約など特別の

なお、ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合に、病室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、二一・三平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。なお、ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合に、病室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。